

データ利活用による歯科検診推進事業に係る委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 5 年 4 月 13 日（木）

健康福祉部健康増進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

データ利活用による歯科検診推進事業に係る委託業務

(2) 業務の目的

長野県歯科口腔保健推進条例に基づき、本県の市町村国保被保険者を対象として、国保データベース（KDB）システムを活用して口腔と全身の相関関係等の分析を行い、歯科検診受診の重要性を周知啓発するための基礎資料とするとともに、国民皆歯科検診に向けて、より効率的・効果的な歯科検診受診推進の対策を検討する。

(3) 業務内容

過去 5 年分の国保データベース（KDB）に含まれる歯科レセプトのデータと医療、健康診査及び介護に関するデータ（以下「データ等」という。）を用いて口腔と全身の相関関係等の傾向を統計的に分析する。

併せて、分析結果等をもとに、有識者会議を開催し、歯科検診事業に関する効果・課題を整理するとともに、分析方法や分析結果の活用法等について、市町村を対象とした研修会等を開催する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、県と委託契約候補者の間で協議し業務仕様書を決定するものとする。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務内容

(ア) 業務内容に関する具体的な企画案

(イ) 業務に係る知見及び経験

イ 実施体制

(ア) 業務の実施体制

(イ) 個人情報の取扱い

ウ 業務に要する経費及びその内訳

エ その他当該業務の目的を達するために有効な事項

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和6（2024）年3月29日（金）まで

(8) 費用の上限額

21,780,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 過去3年以内に国又は地方自治体と同種・類似業務の契約を締結した実績を有する者であること。
- (8) 長野県庁等で行う説明会、プレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに常時参加できる者であること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1及び2による。

(3) その他添付書類

「2 応募資格要件（7）」について、次の書面の写しを添付すること  
同種又は類似の実績概要が分かる資料のほか、これを証する契約書

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)
長野県健康福祉部健康増進課 (県庁4階) 担当 山崎、小出
電話 026-232-0111 (代表) 内線 4111
026-235-7112 (直通)
ファックス 026-235-7170
メール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和5年4月17日(月)午後5時必着

(土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで。)

【(※) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに健康増進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)①)の3日前までに、書面により健康増進課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により健康増進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

説明会は開催しません。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和5年4月18日(火)から令和5年4月21日(金)正午まで  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。  
ただし、最終日は正午まで。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 令和5年4月24日(月)までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

##### (1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表1、もしくは任意様式でも可)  
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。  
なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- ② 概算見積書(様式第8号の附表2、もしくは任意様式でも可)  
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。  
なお、業務に関する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
- ③ 会社概要又はパンフレット(写し可)

##### (2) 企画提案書の作成に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 5(3)に同じ。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

##### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年4月27日(木)午後5時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで。)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部(正本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 3(5)③に同じ。

ただし、郵送の場合は提出期限までに健康増進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

##### (4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。(500点満点 100点×構成員5名)

評価項目	評価内容	配点
業務内容 (具体的で効果的な企画案か)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町村別に歯科医療費等状況を経年比較するに当たり、市町村の特徴が分かるようにまとめること(定期的な歯科口腔清掃、摂食機能療法、著しく歯科診療が困難な患者の診療、歯科訪問診療等について提案していること)</li> <li>・ 脳血管疾患や誤嚥性肺炎と歯科医療費の相関関係を分析するに当たり、適切な比較ができるよう分析条件が明確になっていること</li> <li>・ 糖尿病と歯科医療費、医療費等を経年比較し、相関関係を分析するに当たり、事業の目的達成に向けて効果的な内容となっていること</li> <li>・ 関係者会議において、出席者が分析結果を理解できるように、分析途中においてもグラフや表等で、分析結果を提示すること</li> <li>・ 市町村研修会において、市町村が歯科検診を推進できるような工夫をしていること</li> </ul>	30
業務に係る知見及び経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ分析に関する知見と経験を有し、確実かつ効率的に本業務が実施できる見込みがあること</li> <li>・ 効果的な研修会を行う知見と経験を有し、確実かつ効率的に本業務が実施できる見込みがあること</li> </ul>	15
業務遂行の実現性・確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ提供元の国保データベース(KDB)を熟知しており、国保連と迅速に調整を行い、データ受渡を早期に実施できる見込みがあること</li> <li>・ 委託者が指定した学識有識者の意見を取りまとめながら、分析業務を実施した実績を有すること</li> </ul>	15
類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種又は類似業務において効果を上げた、都道府県単位における3年以内に完了した業務実績を有すること</li> </ul>	15
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタッフの配置計画、業務スケジュールが適切であり、目的の達成・提案事項を適切に実行できると見込めること</li> <li>・ 関係者会議や市町村研修会に対して、十分に対応できる体制が取られていること</li> <li>・ プライバシーマーク(JIS Q 15001)の認証及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の資格を取得していること</li> </ul>	10
業務に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積内容、積算根拠が提案内容と整合性がとれ、適切な範囲内であること</li> <li>・ 効果を最大化できる予算配分であること</li> </ul>	5
その他(加点項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書の記載内容に限らず、より良い施策がある場合に提案されていること。(本事業による効果を高めるものと考えられる場合は優位に評価する。)</li> </ul> <p>例) 要介護(要支援)の状態や給付費との統計的關係 等</p>	10
合 計		100

・ 評価項目を5段階で点数化し、各構成員の評価点を集計した上で、評価点の最も高い提案者を委託候補者として選定する。

- ・最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しない。
- ・選考の結果、評価点の最も高い者が同点で2者以上ある場合は、順位点による選定結果を企画提案評価会議で協議の上、委託候補者と次点者を決定する。

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。  
 なお、評価点が最も高い者が複数だった場合には、順位点による選考結果を企画提案評価会議で協議の上、委託候補者と次点者を選定します。ただし、最高点となった者の評価点の合計が6割未満の場合は選定しません。
- ② 企画提案の選定に当たっては、企画提案審査会を開催し、提出書類により評価を行います。ただし参加申込者には出席を求めません。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により健康増進課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により健康増進課から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により健康増進課に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
 ア 受付場所 3(4)に同じ。  
 イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により健康増進課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と健康増進課との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。